

事業者支援・生活支援

①小規模小売・飲食業等事業継続応援補助金

卸売業、小売業、飲食業、サービス業を営む従業員5人以下の事業者が支払った、事務所・店舗などの家賃の一部を補助します。

▼対象経費 令和2年3月～申請時点までに支払った事務所・店舗などの月額賃料1カ月分

▼申請期間 4月30日(木)～6月30日(火)

▼補助率 10／10(上限10万円)

■問い合わせ先 商工労政課(☎ 35-1135)

②事業者売上回復応援補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、売り上げの回復・向上を目的に実施する事業にかかる経費の一部を補助します。

▼対象者 ①商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会など／②5以上の事業者などで構成される団体

▼事業例 事業の利用促進を図るためのパンフレットなどの制作／事業の周知を図るために新聞広告などの掲載およびテレビ・ラジオCMなどの放映／新たな事業の周知を図ることを目的とした顧客へのダイレクトメールなどの発送／事業の周知および利用促進を目的としたホームページの開設、リニューアルなど

▼補助率 9／10(上限90万円)

■問い合わせ先 商工労政課(☎ 35-1135)

③休職者等農業マッチング緊急支援事業費補助金

【個人への支援】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により休職などを余儀なくされた人と農業者とのマッチングを行います。

▼対象者 一時休業中で雇用主から副業を認められた人／業績悪化などにより解雇された人／大学生などで飲食店などのアルバイトが制限された人／そのほか新型コロナウイルス感染症の影響により働き先を探している人など

※上記は対象者の一例。詳しくは問い合わせを。

■問い合わせ先 農政課(☎ 40-7102)

【農業者・農業法人への支援】

休職や自宅待機などとなった市民などを雇用した際の賃金の一部を補助します。

▼交付先 市民または市内に通勤・通学する休職

者などを臨時作業員として新たに雇用する市内の農業者・農業法人など

▼交付金額 1日あたりの賃金実支出額の2分の1(1日1人あたり上限3,000円)

■問い合わせ先 りんご課(☎ 40-7105)

④小口資金特別保証融資制度(特別小口枠)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている中小企業者を対象として融資を行います。

▼融資上限 300万円

▼返済期間 7年以内(据置1年以内)

▼資金用途 運転資金

▼利子および信用保証料 市が全額補助

※セーフティネット保証4号・5号、または危機関連保証の認定が必要です。

■問い合わせ先 商工労政課(☎ 35-1135)

⑤緊急小口資金(特例)、総合支援資金(特例)

【生活費への支援】

国では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業などにより生計の維持が困難となった人に対し、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金などの特例として、必要な資金を貸し付ける制度を創設しました(下表参照)。

※必要書類など、詳しくは問い合わせを。

個人向け緊急小口資金等の特例について

	緊急小口資金	総合支援金(生活支援費)
貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ※原則、自立相談支援事業などによる継続的な支援を受けることが要件。	
貸付上限額	10万円以内 ①世帯員の中に、新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき、②世帯員が4人以上いるとき、③個人事業主等の世帯などの場合は、特例として20万円以内	単身世帯…月15万円以内 2人以上世帯…月20万円以内 ※貸付期間は原則3カ月以内。
措置期間	1年以内	1年以内
償還期限	2年以内	10年以内
貸付利子	無利子	無利子

■問い合わせ先 弘前市社会福祉協議会(☎ 33-1161)

【生活困窮の相談】

ひろさき生活・仕事応援センターでは、暮らしや仕事、お金や家族についての相談に応じるほか、個々の相談者の状況に応じた仕事のあっせんを行います。

■問い合わせ先 生活福祉課就労自立支援室(☎ 38-1260(相談専用))

⑥住居確保給付金

離職・自営業の廃止などにより経済的に困窮し、住居を喪失した人または喪失するおそれのある人に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給します(上限あり)。

▼対象者 次の全てに当てはまる人

①離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業などにより、収入を得る機会が減少している／②資産が一定額以内、かつ、収入基準額を超える収入を得ていない／③上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していた
※他の条件や詳細については問い合わせを。

■問い合わせ先 ひろさき生活・仕事応援センター(☎ 38-1260)

⑦市税等の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市税

や水道料金の納付が困難となった場合、徴収猶予を受けることが可能な場合があります。

納付にお困りの人は、早めに相談を。

■問い合わせ先 市税の徴収猶予について…収納課(☎ 40-7032、☎ 40-7033)、水道料金について…上下水道部お客様センター(☎ 55-6868)

⑧特別定額給付金(仮称)

▼給付対象者 基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている人

▼受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主

▼給付額 給付対象者1人につき10万円

▼申請方法 給付金の申請は以下の2通りを基本とします。

①オンライン申請方式(マイナンバーカードを持っている人が利用可能です)

②郵送申請方式

▼申請開始日(予定) ①5月上旬、②5月下旬

■問い合わせ先 新型コロナウイルス感染症対策室(☎ 40-2636)

【配偶者からの暴力などを理由に、住民票と異なる場所(弘前市内)に避難している人へ】

令和2年4月27日までに住民票を移動できない場合は、申出書を提出することにより、同伴者の分も含め、避難先で給付金を受け取ることができます。別途手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先 こども家庭課(☎ 40-7038)

■弘前保健所「帰国者・接触者相談センター」(☎ 33-8521)

※本誌に掲載の情報は、令和2年4月24日時点の情報です。制度の詳細や、このほかの支援策および最新情報は、各問い合わせ先や下記のホームページでご確認ください。

■首相官邸ホームページ(<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansenho/coronavirus.html>)

■厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000164708_00001.html)

■市ホームページ(<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/important/corona-virus.html>)

相談窓口

①新型コロナウイルス感染症に関する予防方法など、一般的な相談や問い合わせについて

■青森県新型コロナウイルス感染症コールセンター(☎ 0120-123-801、随時受け付け)

■厚生労働省電話相談窓口(☎ 0120-565653、午前9時～午後9時受け付け、ファックス〈聴覚に障がいのある人など電話での相談が難しい人向け〉03-3595-2756)

②次の症状がある人について

●風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日(高齢者や基礎疾患などのある人は2日)以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)。

●強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。